

デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進について

令和3年5月、デジタル改革関連法が成立した。関連法のうち、デジタル社会形成基本法では、ICTを用いたデータ活用により創造的かつ活力ある発展が可能となる「デジタル社会」の形成が、国際競争力の強化、国民の利便性向上に資するとともに、急速な少子高齢化などの課題を解決する、極めて重要なものとされている。さらに、社会全体のデジタル化の司令塔となるデジタル庁が同年9月に創設されたところである。

これからのデジタル社会の形成における最重要施策のひとつにベース・レジストリがある。ベース・レジストリは、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データを登録し、様々な場面で参照することで、高度な行政サービスやスマートシティを実現するための社会全体の基盤となるものである。住民サービスの刷新や事務の効率化のみならず、新たなビジネスの立ち上げなど社会全体の効率性向上に資するものであり、ベース・レジストリの有無は我が国の国際競争力を左右する基幹サービスであるが、現時点ではその整備は緒に就いたばかりである。

今後、ベース・レジストリの整備に向けて重要となる取組に情報システムの標準化がある。デジタル改革関連法の一つ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律においては、住民記録、税、社会保障など主要17業務のシステムについて、国の標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することが地方自治体の責務とされ、令和7年度末までの移行完了が目標として掲げられている。

現状、地方自治体ごとに異なる情報システムは、円滑なデータ連携の妨げとなるなど、全国一律かつ迅速な行政サービスを提供するための障害となっている。移行により、こうした問題が解決され、住民サービスの向上や業務効率化につながるとともに、膨大な住民データの形式が統一されることで、ベース・レジストリに必要な基本データの整備にもつながる。

このように、標準準拠システムへの移行は、行政のデジタル化の基礎となる重要事業であるが、業務の再構築や、標準化対象外の関連システム開発費用などが必要となり、短期間で集中的に行うため人的・財政的な負担が大きい。

ベース・レジストリは、21世紀の日本がデジタル先進国となるために不可欠な社会基盤であり、その整備と普及に向けて各主体が連携して取り組んでいくことが重要であり、標準準拠システムへの移行を確実に推進していくためには、すべての地方自治体に対して十分な財政支援が不可欠である。

これらを踏まえ、次の事項を国に要望する。

- 1 情報システムの標準化を円滑に進めるため、データ連携仕様を始めとした、システム標準化の全体設計に必要な共通事項の案を令和3年度に提示するなど、早期に情報提供するとともに、移行準備経費だけでなく、関連する経費を幅広く対象とし、すべての地方自治体に対して十分な財政支援を継続的に行うこと。
- 2 ベース・レジストリの整備と普及の取組については、国・地方自治体・民間の連携が円滑に進むよう、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、財政支援や技術的支援なども含め、国が中心となり強力で推進すること。

令和3年11月24日

デジタル大臣 牧島かれん 様
総務大臣 金子恭之 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎